

平成 2 9 年度決算に基づく健全化判断比率
及び資金不足比率審査意見書

三 次 市 監 査 委 員

三次監委発第53号

平成30年8月17日

三次市長 増田和俊様

三次市監査委員 升本美知子

同 岡田美津子

平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査
意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、審査に付された平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を終了したので、その結果を次のとおり意見を付して提出します。

1 審査の概要

審査は、市長から提出された健全化判断比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを確認し、それらの計数を関係諸帳票の提出を求めて照合審査するとともに、必要に応じて関係職員の説明を聴取する方法などにより審査した。

2 審査の期間

平成30年8月10日から平成30年8月17日まで

3 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されており、かつ、その計数は関係諸帳票と符合して正確であると認めた。

【健全化判断比率】

(単位：%)

区 分	平成29年度	平成28年度	早期健全化基準
実質赤字比率	-	-	12.25
連結実質赤字比率	-	-	17.25
実質公債費比率	7.5	7.8	25.0
将来負担比率	48.7	47.8	350.0

(2) 個別意見

実質赤字比率について

実質赤字が無いため、比率の数値は「-」となっている。

連結実質赤字比率について

連結赤字比率が無いため、比率の数値は「-」となっている。

実質公債費比率について

実質公債費比率は、7.5%で、前年度に比べ0.3ポイント改善しており、早期健全化基準（25.0%）を下回った数値となっている。

将来負担比率について

将来負担比率は、48.7%で、前年度に比べ0.9ポイント上回ったが、早期健全化基準（350.0%）を下回った数値となっている。

4 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

平成29年度 資金不足比率審査意見書（法適用企業）

1 審査の概要

審査は、市長から提出された資金不足比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを確認し、それらの計数を関係諸帳票の提出を求めて照合審査するとともに、必要に応じて関係職員の説明を聴取する方法などにより審査した。

2 審査の期間

平成30年8月10日から平成30年8月17日まで

3 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されており、かつ、その計数は関係諸帳票と符合して正確であると認めた。

【資金不足比率】

(単位：%)

区 分	平成29年度	平成28年度	経営健全化基準
水道事業会計	-	-	20.0
病院事業会計	-	-	20.0

(2) 個別意見

いずれの会計においても、資金不足はないために、比率の数値は「-」となっている。

4 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

平成29年度 資金不足比率審査意見書（法非適用企業）

1 審査の概要

審査は、市長から提出された資金不足比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを確認し、それらの計数を関係諸帳票の提出を求めて照合審査するとともに、必要に応じて関係職員の説明を聴取する方法などにより審査した。

2 審査の期間

平成30年8月10日から平成30年8月17日まで

3 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されており、かつ、その計数は関係諸帳票と符合して正確であると認めた。

【資金不足比率】

(単位：%)

区 分	平成29年度	平成28年度	経営健全化基準
下水道事業特別会計	-	-	20.0
農業集落排水事業特別会計	-	-	20.0
簡易水道事業特別会計		-	20.0

簡易水道事業特別会計は、水道事業会計へ統合

(2) 個別意見

いずれの会計においても、資金不足はないために、比率の数値は「-」となっている。

4 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。